

運 営 規 程

(介護老人保健施設)

医療法人仁悠会

介護老人保健施設 カルチエ住吉川

医療法人仁悠会 介護老人保健施設カルチェ住吉川
老人保健施設運営規程

第1章 施設の目的及び運営方針

(事業の目的)

第1条 この規程は、医療法人仁悠会 介護老人保健施設カルチェ住吉川（以下「事業所」という。において実施する介護老人保健施設（以下「施設」という。）、の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の医師、薬剤師、看護職員、介護職員、支援相談員、理学・作業療法士、管理栄養士、介護支援専門員、事務員（以下「介護老人保健施設従事者」という。）が、要支援状態の入所者に対し、適切な介護老人保健施設を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 この施設が実施する事業は、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるようにすることとともに、居宅における生活への復帰を目指すものとする。

- 2 入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 明るく家庭的雰囲気有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めるものとする。
- 4 前3項のほか、「介護老人保健施設の事業の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 医療法人仁悠会 介護老人保健施設 カルチェ住吉川
- (2) 所在地 大阪府大阪市住之江区北加賀屋1丁目11番20号

第2章 従業者の職種、員数及び職務の内容

(従業者の員数)

第4条 施設に次の職員をおく。

常勤換算後の人員数

- | | | |
|-------------|------|-----------|
| 1. 施設長 | 1 | 人 (医師と兼務) |
| 2. 医師 | 1.3 | 人 |
| 3. 薬剤師 | 0.5 | 人 |
| 4. 看護職員 | 12.5 | 人 |
| 5. 介護職員 | 25.8 | 人 |
| 6. 支援相談員 | 1 | 人 |
| 7. 理学・作業療法士 | 5 | 人 |
| 8. 事務職員 | 2.7 | 人 |

| | |
|-------------|-----|
| 9. 管理栄養士 | 1 人 |
| 10. 介護支援専門員 | 2 人 |
| 11. 調理員 | 委託 |

(職務内容)

第5条 職員の職務内容は、次の通りにする。

1. 施設管理者は、施設の業務を統括し執行する。
2. 医師は、施設管理者の命を受け利用者の健康管理及び医療の処置に適切なる処置を講ずる。
3. 薬剤師は、施設管理者の命を受け利用者の薬剤管理業務を行う。
4. 看護職員は、施設管理者の命を受け利用者の保健衛生並びに看護業務を行う。
5. 介護職員は、施設管理者の命を受け利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
6. 支援相談員は、施設管理者の命を受け利用者などに相談指導業務を行う。
7. 理学・作業療法士は、施設管理者の命を受け利用者に対する理学療法業務を行う。
8. 事務員は、施設管理者の命を受け事務の処理を行う。
9. 管理栄養士は、施設管理者の命を受け利用者及び家族に対して栄養相談指導業務を行う。
10. 介護支援専門員は、施設管理者の命を受け利用者の施設介護計画等の作成を行う。

(勤務体制の確保)

第6条 施設は、入所者などに対し、適切な介護サービスを提供できるよう、職員の体制を定めておかなければならない。

- 2 施設は、カルチェ住吉川の職員によって介護サービスを提供しなければならない。

第3章 入所者の定員

(定員)

第7条 施設の定員は、一般入所者 86人 認知症棟40人

(定員の順守)

第8条 施設は、入所定員及び療養室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(入退所)

第9条 施設は、その身体の状況及び病状並びにその置かれている環境に照らし看護、医学的管理下の下における看護及び機能訓練その他の必要な医療等が必要であると認められる者を対象に、介護保健施設サービスを提供するものとする。

- 2 施設は、正当な理由なく介護保健施設サービスの提供を拒んではならない。
- 3 施設は、入所申込者の病状等を勘安し、入所申込者に対し自ら必要なサービス提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。
- 4 施設は、入所申込者の入所に際しては、その者の心身の状況、病歴等の把握に努めなければならない。
- 5 施設は、入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生

活を営むことができるか定期的に検討しなければならない。

- 6 検討に当っては、医師、看護・介護職員、支援相談員、介護支援専門員等の従業者の間で協議しなければならない。
- 7 施設は、入所者の退所に際しては、その者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、退所後の主治医の医師及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(診療の方針)

第10条 医師の診療は、次に掲げるところによるものとする。

1. 診療は、一般に医師として診療の必要があると認められる疾病または負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行う。
2. 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、入所者などの心身の状態を観察し、高齢者の心理が健康に及ぼす影響を十分考慮して、心理的な効果をも上げることができるよう適切な指導を行う。
3. 常に入所者等の病状及び心身の状態並びにその置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族等に対し、適切な指導を行う。
4. 検査、投薬、注射、処置等は、入所者等の症状に照らし妥当適切に行う。
5. 特殊な療法または新しい療法等については、別に厚生労働大臣が定めるもののほか行ってはならない。
6. 別に厚生労働大臣が定める医薬品以外のものを入所者に使用し、または、処方してはならない。

第4章 入所者に対する介護保健施設サービスの内容及び利用料その他の費用

(介護保健施設サービスの内容)

第11条 施設サービス計画に基づいて、看護・医学的管理下における介護及び機能訓練その他の医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることとともに、その者の居宅における生活への復帰を目的とし、また在宅での生活ができるかを定期的に検討し、退所時には、本人や家族に適切な指導を行うとともに、退所後の主治医や居宅支援事業者等との密接な連携に努めなければならない。

介護老人保健施設の内容は、次のとおりとする。

- (1) 施設サービス計画の作成
- (2) 療養上必要な事項についての指導及び説明
- (3) 機能訓練
- (4) 入浴
- (5) 食事
- (6) レクリエーション行事等

(利用料)

第12条 入所者から利用料の一部として施設サービス費用基準額から施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得られた額の支払を受けるものとする。

- 2 施設は、法定代理受領サービスに該当しない施設サービスを提供した際に入所者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。
 1. 食事の提供に要する費用については、別紙「施設入所料金表」に記載する額を1日につき徴収する。
 2. 居住に要する費用については、別紙「施設入所料金表」に記載する額を1日につき徴収する。
 3. 厚生労働大臣の定める基準に基づき、利用者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用については、別紙「施設入所料金表」に記載する額を1日につき徴収する。
 4. 入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用は、実費で徴収する。
 5. 理美容代については、利用内容により別紙「施設入所料金表」に記載する額を徴収する。
 6. 日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、入所者に負担させることが相当と認められる費用は、別紙「施設入所料金表」に記載する内容及びその額を徴収する。
 7. 上記、1・2について、「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けられている方は、認定証に記載されている負担限度額を徴収する。
 8. 上記、2について、平成17年10月1日以前より個室を1ヶ月以上利用され、かつ室料の支払を必要とされていない方については、当分の間、多床室の費用の額の支払を受ける。
 9. 上記、2について、外泊中は居住費を徴収いたします。但し、外泊中のベッドを短期入所療養介護に利用する場合は、入所者から居住費を徴収せず、短期入所療養介護利用者より短期入所の滞在費を徴収する。
- 4 施設は、前項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当っては、あらかじめ、入所者又はその家族に対してサービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。
- 5 施設は、第3項各号に定める利用料について、経済状況の著しい変化やその他やむを得ない事由がある場合、入所者に対して変更を行う日の1ヶ月前までに説明を行い、当該利用料を相当額に変更する。

第5章 施設利用に当たりの留意事項

(衛生保持)

第13条 利用者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のため施設に協力しなければならない。

(身上変更の届出)

第14条 利用者は家族関係などに変更が生じたときは、速やかに施設に届け出なければならない。

(施設内禁止行為)

第15条 利用者は、施設内で次の行為をしてはならない。

1. 宗教や習慣の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
2. 喧嘩もしくは口論をなし、泥酔しまたは楽器などの音を大きく出して静穏を乱し、他の利用者の迷惑を及ぼすこと。ただし、ラジオ、テレビ、CD等の視聴時間については別に定める。
3. 指定した場所以外で火気を用い、または寝室もしくは寝具の上で喫煙すること。
4. 故意に、施設もしくは物品に障害を与え、またはこれらを施設以外に持ち出すこと。

5. 金銭または物品の頼み事をする事。
6. 施設内の秩序、風紀を乱しまたは安全衛生を害すること。
7. 無断で備品の位置、または形状を変えること。

第6章 非常時災害対策

(非常時災害対策)

第16条 管理者は、自然災害、火災、その他の防災対策について、計画的な防災訓練と設備改善を図り、入所者の安全に対して万全を期さなければならない。

- 2 前項の実施について少なくとも年2回以上の避難訓練を実施し、うち1回は夜間を想定した訓練を行うものとする。

第7章 その他施設の管理に関する重要事項

(施設サービス計画の作成)

第17条 管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当っては、適切な方法により入所者について、その有する能力その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
- 3 計画担当介護支援専門員は、入所者及びその家族の希望、入所者について把握された解決すべき課題並びに医師の治療の方針に基づき、入所者に対する施設サービスの提供に当たる他の従業者と協議の上、サービスの目標及びその達成時期サービスの内容、サービスを提供する上で留意すべき事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。
- 4 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案について、入所者にたいして説明し、同意を得なければならない。
- 5 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後においても、施設サービスの提供に当たる他の従業員との連絡を継続的に行うことにより、施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、入所者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。

(内容及び手続の説明及び同意)

第18条 施設は、サービス提供の開始に際し、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、勤務の体制、その他入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入所申込者の同意を得なければならない。

(受給資格の確認)

第19条 介護老人保健施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有効期間を確かめるものとする。

- 2 被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会の意見に配慮して介護保健施設サービスを提供するようにつとめる。

(要介護認定等の申請に係る援助)

第20条 施設は、入所の際に、要介護認定等を受けていない入所申込者については、要介護認定等の申請が既に行なわれているかどうかを確認し、申請が行なわれていない場合は、入所申込者の意向を踏まえて速やかに申請が行なわれるよう必要な援助を行なわなければならない。

- 2 施設は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定等の有効期限が終了する三十日前にはなされるよう、必要な援助を行なわなければならない。

(入退所の記録の記載)

第21条 施設は、入所の際には入所の年月日並びに入所している介護保健施設の種別及び名称を、退所の際には、退所の年月日を、被保険者証に記載しなければならない。

(介護保健施設サービスの取扱方針)

第22条 施設サービスは、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を踏まえて、その者の療養を妥当適切に行わなければならない。

- 2 施設サービスは、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。
- 3 施設の従業者は、施設サービスの提供に当っては、親切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならない。
- 4 施設は、施設サービスの提供に当っては、入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行ってはならない。
- 5 施設は、自らその提供する介護保健施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(必要な医療の提供が困難な場合の処置等)

第23条 施設の医師は、入所者の症状からみて老人保健施設カルチェ住吉川において必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、協力病院、その他適当な病院もしくは診療所への入院のための処置を講じ、または他の医師の対診を求めるなど診療についての適切な措置を講じなければならない。

- 2 施設の医師は、不必要に入所者のために往診を求め、または入所者を病院もしくは診療所に通院させてはならない。
- 3 施設の医師は、入所者のために往診を求め、または病院もしくは診療所に通院させる場合には、病院または診療所の医師に対し、入所者の診療状況に関する情報の提供を行わなければならない。
- 4 施設の医師は、入所者が往診を受けた医師または歯科医師又は、入所者が通院した病院もしくは診療所の医師から入所者の療養上必要な情報を受けるものとし、その情報により適切な診療を行わなければならない。

(機能訓練)

第 24 条 機能訓練は入所者の心身の諸機能の改善または維持を図るため、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを計画的に行わなければならない。

(看護及び医学管理下における介護)

第 25 条 看護及び医学管理下における介護は、入所者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、入所者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行わなければならない。

- 2 施設は、一週間に二回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清拭しなければならない。
- 3 施設は、入所者の病状及び心身に依り、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行わなければならない。
- 4 施設は、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 5 施設は、入所者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。
- 6 施設は、入所者に対して、入所者の負担により、施設の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事の提供)

第 26 条 入所者の食事は、栄養並びに入所者の身体状況や病状及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行わなければならない。

- 2 入所者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行わなければならない。

(相談及び援助)

第 27 条 施設は、常に入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対しその相談に応じるとともに、適切な助言その他の援助を行わなければならない。

(その他のサービスの提供)

第 28 条 施設は、入所者のためのレクリエーション行事を行うよう努めなければならない。

- 2 施設は、入所者の家族との連携を図るとともに入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(入所者に関する市町村への通知)

第 29 条 施設は、介護保健施設サービスを受けている入所者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

1. 正当な理由なしに介護保健施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
2. 偽り、その他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(掲 示)

第 30 条 施設は、施設の見やすい場所に、運営規程の概要、勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘 密 保 持 等)

第 31 条 施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 施設の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置をとる。

3 施設は、居宅介護支援事業者に対して、入所者に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により入所者の同意を得ておかなければならない。

(居 宅 介 護 支 援 事 業 者 に 対 す る 利 益 供 与 等 の 禁 止)

第 32 条 施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に当施設を紹介することの対償として金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該施設からの退所者を紹介することの対償として金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(身 体 的 拘 束 の 原 則 禁 止)

第 33 条 施設は、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行ってはならない。

2 施設は、やむを得ず入所者の行動を制限した場合、施設の医師が、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載しなければならない。

(虐 待 防 止 に 関 す る 事 項)

第 34 条 施設は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講じるものとする。

- (1) 従業者に対する虐待を防止するための研修の実施
- (2) 入所者及びその家族からの虐待等に関する苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置（虐待防止に関する責任者の選定及び委員会の設置）

2 施設は、サービス提供中に当施設又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(苦 情 処 理)

第 35 条 施設は、提供した介護保健施設サービスに関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、必要な措置を講じる。

1. 苦情窓口の設置

2. 苦情処理担当者の設置
3. 苦情の検討と改善を図る

2 市町村が行う文書その他の物件の提出提示の求め又は、市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、指導又は助言に従って必要な改善を行う。

3 国民健康保険団体連合が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(事故発生時の対応)

第 36 条 施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の、家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

2 施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(記録の整備)

第 37 条 施設は、従業者、施設及び構造設備並びに会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

1. 管理に関する記録

- ① 事業日誌
- ② 職員の勤務状況、給与、研修などに関する記録
- ③ 月間及び年間の事業計画及び事業実施状況表

2. 施設サービス計画に関する記録

- ① 施設サービス計画書
- ② 週間サービス計画書
- ③ サービス担当者会議の要点

3. 施設療養その他のサービスに関する記録

- ① 入所者などの台帳（病歴、生活歴、家族の状況などを記録したもの）
- ② 入所者などのケース記録
- ③ 診察、看護、介護、機能訓練などの日誌
- ④ 診療記録など診療に関する記録
- ⑤ 献立及び食事に関する記録

4. 会計経理に関する記録

5. 施設及び構造設備に関する記録

(研 修)

第 38 条 本事業所は、職員の資質向上のために研修の機会を設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(衛生管理)

第 39 条 施設は、入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用する水について、衛生的な管理に努め衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機用具の管理を適正に行わなければならない。

2 施設は、入所者に対する施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

1. 衛生知識の普及指導及び生活習慣の確立
2. 年 1 回以上の大掃除
3. 年 1 回の簡易水道「定期検査」と受水槽の清掃

【 日常点検 水の外観検査 (随時) 残留塩素の測定 (随時) 】

4. 年 1 回以上の消毒
5. その他必要なこと

(協力病院)

第 40 条 施設は、あらかじめ、協力医療機関を定めておくよう努めなければならない。

2 施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(その他)

第 41 条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(施 行)

第 42 条 この規定は、平成 24 年 3 月 1 日から施行する。

附則 この規定は、平成 26 年 2 月 1 日から施行する。

附則 この規定は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この規定は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

附則 この規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この規定は、平成 29 年 8 月 1 日から施行する。

附則 この規定は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

〔サービス利用料金（1日あたり）〕 **入 所**

下記の料金表によって、要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費を除いた金額（自己負担額）の合計金額をお支払い下さい。（下記サービスの利用料金は、要介護度に応じて異なります。）

2・4人室の場合

| 要介護度 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-----------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 費用単位(基本型) | 775単位 | 823単位 | 884単位 | 935単位 | 989単位 |
| ※1 (強化型) | 822単位 | 896単位 | 959単位 | 1015単位 | 1070単位 |

1人室の場合

| 要介護度 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 費用単位(基本型) | 701単位 | 746単位 | 808単位 | 860単位 | 911単位 |
| ※1 (強化型) | 742単位 | 814単位 | 876単位 | 932単位 | 988単位 |

※ 地域調整 1単位 単価 10.72円

介護保険負担割合証に記載されている割合分(1割又は2割、3割)がお支払いの金額となります。但し、高額介護サービス費受領委任払承認通知書(下記)に記載されている額が1カ月の上限となります。

| 高額介護サービス費 | 【第1段階】 | 【第2段階】 | 【第3段階】 | 【第4段階】 | 【第5段階】 |
|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|
| | 15,000円/月額 | 15,000円/月額 | 24,600円/月額 | 44,400円/月額 | 44,400円/月額 |

※ 計算の端数処理により一致しない場合があります。

- 加 算**
- 入所後30日間に限って、上記サービス費単位に30単位/日加算されます(初期加算)。
 - 在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)
別紙※1の表の値の合計が40以上60未満の場合に1日につき34単位加算されます。
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)
別紙※1の表の値の合計が70以上場合に1日につき46単位加算されます。
 - 入所前後に、当施設の職員が訪問させて頂くことがあります。その場合450単位/日が加算されることがあります。
 - 退所時に主治医に文書を添えて紹介を行った場合に500単位加算されます。
 - 居宅介護支援業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合に500単位加算されます。
 - 栄養マネジメント加算 14単位/日 がサービス費単位に加算されます。
 - 経口維持加算(Ⅰ)400単位/月 (Ⅱ)100単位/月加算されます。
 - 療養食(心疾患食・糖尿病食等)を提供した場合、サービス費単位に6単位/回が加算されます。
 - 理学・作業療法士による短期集中リハビリテーション(入所後3カ月間)を行った場合、サービス費単位に240単位が加算されます。
 - 夜勤職員配置加算 24単位/日がサービス費単位に加算されます。

- サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ 18 単位／日（Ⅰ）ロ 12 単位／日（Ⅱ）6 単位／日（Ⅲ）6 単位／日のいずれかがサービス費単位に加算されます。
- 口腔衛生管理体制加算 30 単位／月
- 若年性認知症のご利用者様の場合、120 単位／日が加算される場合があります。
- 一定の治療等を施設内で行なった場合、所定疾患施設療養費（Ⅰ、又はⅡ）として 239(480) 単位／日が加算される場合があります（7 日間上限）。
- 認知症等により緊急に入所したと認められる場合、200 単位／日が加算される場合があります（7 日間上限）。
- 外泊をされた際は一ヶ月に 6 日を限度として所定単位数に代えて 1 日 362 単位算定する。ただし、外泊の初日及び最終日は算定できない。
- 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）として、全ての単位数の合計に 1000 分の 39 に相当する単位数が加算されます。
- 介護職員特定処遇改善加算（Ⅱ）として、全ての単位数の合計に 1000 分の 17 に相当する単位数が加算されます
- * その他加算等がございますのでご利用内容によって異なります。また、施設状況により変更がございます。

注：1 地域調整 1 単位 単価 10.72 円

- ☆ 要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。（賞還払い）
- ☆ 要支援及び自立と判定された場合は、全額自己負担となります。
- ☆ ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。
- ☆ 外泊される場合は 1 ヶ月に 6 日を限度として、外泊費用と居住費を頂きます。外泊により居室を空ける場合はショートステイとして居室を利用させて頂く場合があります。ショートステイを利用させて頂く際には、居住費はかかりません。

※1 下記要件の値に応じて算定します

70 以上→強化型＋在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）下段を算定

60 以上→強化型 下段を算定

40 以上→基本型＋在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）上段を算定

20 以上→基本型 上段を算定

| 在宅復帰・在宅療養支援等指標 | | | | |
|--------------------------------|----------|---------|---------|---------|
| 下記評価項目(①～⑩)について項目に応じた値(最高値:90) | | | | |
| ①在宅復帰復帰率 | 50%超 20 | 30%超 10 | 30%以下 0 | |
| ②ベット回転率 | 10%以上 20 | 5%以上 10 | 5%未満 0 | |
| ③入所前後訪問指導割合 | 30%以上 10 | 10%以上 5 | 10%未満 0 | |
| ④退所前後訪問指導割合 | 30%以上 10 | 10%以上 5 | 10%未満 0 | |
| ⑤居宅サービスの実施数 | 3サービス 5 | 2サービス 3 | 1サービス 2 | 0サービス 0 |
| ⑥リハ専門職の配置割合 | 5以上 5 | 3以上 3 | 3未満 0 | |
| ⑦支援相談員の配置割合 | 3以上 5 | 2以上 3 | 2未満 0 | |
| ⑧要介護4又は5の割合 | 50%以上 5 | 35%以上 3 | 35%未満 0 | |
| ⑨喀痰吸引の実施割合 | 10%以上 5 | 5%以上 3 | 5%未満 0 | |
| ⑩経管栄養の実施割合 | 10%以上 5 | 5%以上 3 | 5%未満 0 | |

(2) 介護保険の給付の対象とならないサービス

＜サービスの概要と利用料金＞

食事の提供に要する費用

1, 392円/1日 【朝食 284円 昼食 524円 おやつ 60円 夕食 524円】

- ・当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。
(食事時間) ※時間は若干前後する事があります

朝食:8:00～9:00 昼食:12:00～13:00 おやつ:15:00～15:30 夕食:18:00～19:00

居住に要する費用

【 4人室 420円/1日 】 【 1人室 1,668円/1日 】

- ・原価償却費、設備維持費、大規模改修費、光熱水費等の施設運営に係る諸費用です。

| 負担限度額区分 | 食 事 | 居 住 費 | |
|---------|-----------|---------|-----------|
| | | 4人室 | 1人室 |
| 第 1 段階 | 300円/1日 | 0円/1日 | 490円/1日 |
| 第 2 段階 | 390円/1日 | 377円/1日 | 490円/1日 |
| 第 3 段階 | 650円/1日 | 377円/1日 | 1,310円/1日 |
| 第 4 段階 | 1,392円/1日 | 420円/1日 | 1,668円/1日 |
| 第 5 段階 | 1,392円/1日 | 420円/1日 | 1,668円/1日 |

※ 介護保険負担限度額認定証を交付された方のみ適用

その他の日常生活費等

| | | | |
|-----|-------------|-----------------|-------------------------|
| | 教養娯楽費(希望参加) | 材料費の実費 | (内容及び参加料金は事前にお知らせいたします) |
| | 日用品費 | 実 費 | (個別に希望する日用品) |
| その他 | 電気代 | 64 円(税込)／1 日 | (個人専用の家電製品を使用される場合) |
| | 写真・複写物代 | 21 円(税込)／1 枚 | (個別に希望する場合) |
| | 文書料 | 1,080 円(税込)／1 通 | (個別に希望する場合) |

特別なサービスの費用

| | | | | |
|------|---------|--------------|---------|----------------|
| 室料 | 個室 | 4,320(税込)／1日 | | |
| | | | | |
| 理美容代 | カット・ブロー | 1,640 円 | パーマ | 3,800 円 【カット別】 |
| | 顔そり | 600 円 | 毛染め | 3,800 円 【カット別】 |
| | シャンプー | 600 円 | ヘアマニキュア | 3,800 円 【カット別】 |
| | ベッドカット | 2,200 円 | | |

* 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。